

奈市議第 号
平成24年9月 日

奈良市長

仲川元庸様

奈良市議会議長

土田敏朗

審議会への議員参画の見直しについて

審議会への議員参画の見直しについて、本市議会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

執行機関が設置する協議会等附属機関には現在、不参加を表明した会派に所属する議員を除く議員が委嘱を受けて参画しておりますが、本市議会で設置している議会制度検討特別委員会においてその見直しについて検討してきたところです。

本件は、全国市議会議長会内の協議会で、都市行政の諸問題について調査研究及び資料・情報の交換等により都市の発展に寄与することを目的として設立された都市行政問題研究会が平成18年2月に発表した『「分権時代における市議会のあり方」に関する調査研究報告書』において指摘している事項で、地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参画を拡充するためにも議員の審議会等への参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきであるとされています。このことを受け、本特別委員会で会派から検討課題に上げてはどうかとの提案があり、本年1月31日より延べ7回にわたり委員間協議を行い、慎重に審査してまいりました。

審査手順として、まず審議会等附属機関を、参加する根拠ごとに別紙のとおり、①法令に基づくもの、②条例に基づくもの、③規則に基づくもの、④要綱その他に基づくもの、⑤明文化されていないもの、以上5種類に分類し、各会派及び無所属委員で各々根拠別に今後の方向性を持ち帰って検討しました。

次に、上述の全国市議会議長会の指摘について、及び、議長・副議長のいわゆる「あて職」の参加について、各会派及び無所属委員の意見を持ち寄り、協議しました。

その結果、各会派・委員で参加の可否を含め様々な意見が出されたため、委員会としては参加の可否について採決による一本化を行わず、委嘱を行う執行機関において議会で議論された内容を踏まえて委嘱の必要性を整理いただくことで各会派・無所属委員の合意形成が得られたため、9月定例会での委員会中間報告を経て報告を行うものであります。

なお、現に議員が参加している附属機関において既に委嘱が完了しているものもありますことから、今期における参加・不参加は各議員の独自判断としますが、議員改選後の来期におきましては、別表を参考に新たに委嘱依頼の見直しを執行機関側の責任において行っていただきたく、御検討くださるようお願いいたします。

(別紙)「審議会の議員参画の見直し」に対する各会派・無所属議員の意見取りまとめ(案)

項目及び委員会開催日	公明党	共産党	政翔会	民主党	政友会	無所属(松石委員)
①法令に基づくもの	参加					
②条例に基づくもの	参加					
③規則に基づくもの	参加	参加	執行機関に委ねる	不参加	参加	参加
④要綱その他に基づくもの	不参加	参加	執行機関に委ねる	不参加	参加	参加
⑤明文化されていないもの	不参加	参加	執行機関に委ねる	不参加	参加	参加
全国市議会議長会の 見解について 【平成24年5月31日、7月4日委員会】	理解できる。 これまでの経緯も含め、 1つ1つ参加不参加を判 断すべき	1つの指針、見解として 理解している。具体的 には、各議会で判断すべ き。	理解している。 就任しないことを議会と して申し合わせすべき。	尊重すべき。	尊重する。重く受け止め る。	審議会の報酬は、議員 にとって報酬の二重取り であり、その部分で早急 に見直すべき。 一方で、議員は、公募の 最たるものであり、いろ いろな場面で発言はして いくべきと考える。
議長、副議長のあて職の 参加について 【平成24年5月31日、7月4日委員会】	必要なものについて参 加すべき	参加すべき	市長側で整理(条例・規 則改正)すべき。市長側 に議会として申し入れ を。	市長部局との事務的な 折衝も含め、整理する必 要がある	市側に要請の有無を踏 まえて検討すべき。	
合意形成事項 【平成24年7月27日委員会】	今期における参加・不参加は、会派・議員の独自判断として、来期に向けての議会内における議論の内容を 報告書にまとめ、執行機関側に報告し、執行機関側で、附属機関毎に委嘱依頼を整理していただくべき。					

1回目 平成24年1月31日（火）

- 「各会派からの意見とりまとめ」で取り上げた「審議会への議員参画の見直し」について、民主党より資料説明の後、検討課題にあげるかどうか、採決の結果、賛成多数で、次回より取り上げることに決定した。

（配付資料）「分権時代における市議会のあり方」に関する調査研究報告書（抜粋）

2回目 平成24年2月24日（金）

2. 審議会への議員参画の見直し

- 附属機関等の名称及び審議会に議員が参加する根拠法令等を整理した資料を配付し、協議した。
- 参加する根拠として、「①法令②条例③規則④要綱その他⑤明文化されていないもの」の5種類が存在した。
- 持ち帰って検討し、次回に報告することとした。

（配付資料）附属機関等一覧表

議員が参画する附属機関・市の審議会一覧表（A3・A4各1枚）

3回目 平成24年4月6日（金）

- 参加する根拠である、「①法令②条例③規則④要綱⑤その他明文化されていないもの」の5種について、各会派・無所属からの検討結果が報告された。

①法令：「参画を継続すべき」（全会一致）

②条例：「参画を継続すべき」（全会一致）

③規則：民主党が「見直すべき」、他は「参画を継続すべき」

④要綱：公明党、民主党が「見直すべき」、政翔会が検討中、他は「参画を継続すべき」

⑤明文化なし：公明党、民主党が「見直すべき」、政翔会が検討中、他は「参画を継続すべき」

- 本日の各会派・無所属の意見を参考に持ち帰って引き続き検討することとした。

4回目 平成24年4月26日（木）

○5つの分類（①法令②条例③規則④要綱その他⑤明文化されていないもの）に関し、

①法令・②条例については従来通り参加することで合意形成した。

③～⑤について各委員より検討結果を報告した。

～③規則、④要綱その他、⑤明文化されていないものに対する各会派・無所属の見解～

○③は参加。④、⑤は議決不要であり、不参加だが、今後の検討が必要。（公明党）

○①～⑤まで参加。議員として意見を述べる機会の必要がある。（共産党）

○規則、条例改正や地域代表としての参画等、市長側で整理する必要がある。（政翔会）

○③～⑤不参加。全国市議会議長会見解がある。市長も判断いただく必要はある。（民主党）

○③は参加。④、⑤不参加。（政友会）

○①～⑤まで参加。市民から負託された職責、行政と違う視点、報酬の見直しの検討が必要（無所属）

○③～⑤まで意見が分かれた。そこで、提案根拠である全国市議会議長会の見解（民主的な二元代表制の性質から法令によるものを除き、長の設置した機関に参加すべきでない）に対する各会派・無所属の意見（法令を除きという考えも含め、検討）、及び議長や委員長のあて職の参加の取り扱いについて、持ち帰って検討することとした。

5回目 平成24年5月31日（木）

- 前回報告のあった5つの分類（①法令②条例③規則④要綱その他⑤明文化されていないもの）に関し③～⑤は意見が分かれたため、今回は、提案根拠である全国市議会議長会の見解（民主的な二元代表制の性質から法令によるものを除き、長の設置した機関に参加すべきでない）に対する各会派・無所属の意見（法令を除きという考えも含め、検討）、及び議長や委員長のあて職の参加の取り扱いについて、持ち帰って検討した結果を報告した。
 - 全国市議会議長会の見解に対しては概ね理解できるという意見がほとんどの委員から出されたが、参加・不参加に関しては直接的な根拠とするものではなく参加すべきという意見も出された。
 - 次の2点に論点を整理し、持ち帰って次回の委員会において報告することとした。
 - ①今期における参加・不参加は独自判断とし、来期に向けての議会内における議論の内容を報告書にまとめて市長に報告し、委嘱依頼を整理してもらうこととする。
 - ②あくまでも議会としての意思を明確にするため、多数決による採決をしてでも一本化して市長に報告する。
- （配付資料）「審議会の議員参画の見直し」に対する各会派無所属議員の意見とりまとめ
（4月26日終了時点）

6回目 平成24年7月4日（水）

- 前回の委員会において整理した以下2点の論点について、持ち帰って検討した結果を報告頂いた。結果、①を選択する意見が多いものの、2会派が検討中としたため次回委員会へ持ち越しとし、次回には一定の方向性の合意形成を行うこととした。
 - ①今期における参加・不参加は独自判断とし、来期に向けての議会内における議論の内容を報告書にまとめて市長に報告し、市長からの委嘱依頼を整理してもらうこととする。
 - ②あくまでも議会としての意思を明確とするため、多数決による採決をしてでも一本化して市長に報告する。
- （配付資料）「審議会の議員参画の見直し」に対する各会派無所属議員の意見とりまとめ_ver2
（5月31日終了時点）

7回目 平成24年7月27日（金）

- 前回の委員会において整理した以下2点の論点について、持ち帰って検討した結果を報告いただいた。協議の結果、「①今期における参加・不参加は独自判断とし、来期に向けての議会内における議論の内容を報告書にまとめて市長に報告し、市長からの委嘱依頼を整理してもらうこととする」で合意形成され、検討結果についての報告書は正副委員長一任とし、作成後、市長へ報告書を提出することと決定した。

議員が参画する附属機関・市の審議会一覧表

①市議会議員の区分（役職による委嘱除く）で議会からの推薦により委嘱される附属機関・市の審議会等一覧<再掲>

担当部課	機関名（◆★は重複掲載）	根拠法令等	任期	改選時期	担任する事務	関係法令等抜粋
市民生活部 国保年金課	奈良市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法、同施行令 奈良市国民健康保険条例	2年	H25.7.31	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議に関する事務	条例第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)被保険者を代表する委員 6人 (2)保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人 (3)公益を代表する委員 6人 (4)被用者保険等被保険者を代表する委員 2人
市民活動部 地域活動推進課	奈良市住居表示審議会	奈良市附属機関設置条例 奈良市住居表示審議会規則	2年	H25.3.31	住居表示に関する法律に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務	規則第2条 審議会は、委員30名以内及び特別委員若干名で組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから、特別委員は、実施区域に関係のある住民のうちからそれぞれ市長が委嘱若しくは任命する。 (1)市議会議員
環境部 環境政策課	奈良市環境審議会	環境基本法 奈良市環境基本条例 奈良市環境審議会規則	2年	H25.9.30	環境基本計画に関する事項の処理その他の市の環境の保全と創造に関する基本的事項についての調査審議等に関する事務	規則第2条第1・2項 審議会は、委員20人以内をもって組織する。委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (2)市議会の議員
環境部 環境事業室 企画総務課	奈良市清掃業務審議会	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	2年	H24.7.20	一般廃棄物の処理計画、処理業等の許可・更新、処理施設の設置等の許可、指導及び処分、廃棄物の減量・再生及び再利用の推進、廃棄物の処理に伴う公害対策等に関する市長の諮問に対する審議及び答申に関する事務	条例第38条 審議会は、学識経験のある者その他の者の中から市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内で組織する。
都市整備部 都市計画室 都市計画課	◆奈良国際文化観光都市建設審議会（議員）	奈良国際文化観光都市建設審議会条例 都市計画法	2年	H24.9.30	都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業、本市のまちづくりについての重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に建議する事務	条例第3条第1・2項 審議会は、委員25人以内で組織する。 委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。 (2)市議会の議員
都市整備部 まちづくり指導室 景観課	奈良市景観審議会	奈良市附属機関設置条例 なら・まほろば景観まちづくり条例 奈良市景観審議会規則	2年	H24.8.2	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務	規則第2条第1・2項 審議会は、委員20人以内及び特別委員若干人で組織する。委員は次の各号に掲げる者のうちから、特別委員は、なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく地区指定に関係のある住民のうちから、それぞれ市長が委嘱する。 (2)市議会議員
教育総務部 地域教育課	奈良市公民館運営審議会	社会教育法 奈良市公民館条例	2年	H24.5.12	館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施についての調査審議に関する事務	法第30条第1項 公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。
教育総務部 地域教育課	奈良市社会教育委員	社会教育法 奈良市社会教育委員に関する条例	2年	H24.2.18	社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に対する意見具申、研究調査等、社会教育に関し教育委員会への助言等に関する事務	法第15条第2項 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。
教育総務部 地域教育課	★奈良市青少年問題協議会（現在委嘱なし）	地方青少年問題協議会法 奈良市青少年問題協議会条例、同施行規則	2年	H25.	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立、実施に関する事務	規則第2条 市長が任命する協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)奈良市議会議長、同副議長、同産業文教委員長及び同議員のうちから議長が指名する者3人
学校教育部 学務課	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則	2年	H24.11.20	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務	・規則第2条第1項 検討委員会は、委員20人以内で組織する。 ・規則第3条 委員は次の各号に掲げる者のうちから、臨時委員は当該通学区域に関係のある者のうちからそれぞれ教育委員会が委嘱する。 (1)市議会議員

②議会役職により委嘱される附属機関・市の審議会等一覧

担当部課	機関名	根拠法令等	任期	改選時期	担任する事務	関係法令等抜粋
総合政策部 広報広聴課	奈良市表彰審査委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市表彰審査委員会規則	在任期間	—	奈良市有功者、功労者及び善行者の表彰についての審査及び答申に関する事務	規則第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1)議会議長、同副議長及び同総務水道委員長
市民生活部 病院事業課	市立奈良病院運営市民会議	市立奈良病院運営市民会議設置要綱	2年	H25.4.11	市立奈良病院の運営その他市民会議において必要と認められた事項	要綱第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (2)市議会議員
市民生活部 市民安全課	奈良市防災会議	災害対策基本法 奈良市防災会議条例	2年	—	奈良市地域防災計画の作成及びその実施を推進。災害発生が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集。	条例第3条第5項 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。 (8)議会議長 (9)前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者
市民活動部 スポーツ振興課	奈良市スポーツ推進審議会	スポーツ振興法 奈良市スポーツ推進審議会に関する条例	2年	—	スポーツの振興に関する事項についての調査審議に関する事務	条例第3条 審議会は、20名以内の委員で組織する。 条例第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)学識経験のある者
保健福祉部 福祉政策課	奈良市民生委員推薦会	民生委員法 奈良市民生委員法施行細則	在任期間	—	社会福祉の増進に寄与する民生委員の推薦に関する事務	法第8条第2項 委員は、当該市町村の区域の事情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるもののうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。 1 市町村の議会の議員
保健福祉部 福祉政策課	奈良市社会福祉審議会	社会福祉法第7条 奈良市社会福祉審議会条例 奈良市社会福祉審議会規則	3年	—	法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項のほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉に関する事項	条例第4条 審議会は、委員30人以内で組織する。
環境部 施設課	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱 □	2年	—	市民のより良い生活環境の形成を目指し、計画的かつ効率的にごみ焼却施設の移転を推進する	要綱第3条 委員会は、委員20人程度で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)学識経験を有する者
都市整備部 都市計画室 都市計画課	◆奈良国際文化観光都市建設審議会（議長）	奈良国際文化観光都市建設審議会条例 都市計画法	2年	H24.9.30	都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定するもののほか、奈良国際文化観光都市建設法による建設計画及び建設事業、本市のまちづくりについての重要な事項について市長の諮問に応じて調査審議し、市長に建議する事務	条例第3条第1・2項 審議会は、委員25人以内で組織する。 委員は、次に掲げる者につき、市長が任命する。 (2)市議会の議員
建設部 住宅課 消防局総務課	奈良市公営住宅入居者選考委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市公営住宅入居者選考委員会規則	在任期間	—	公営住宅入居者の決定についての調査及び審議に関する事務	規則第3条 委員は、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。 (2)市議会の厚生委員長及び建設委員長
消防局総務課	奈良市消防賞じゅつ金等審査会	奈良市附属機関設置条例 奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則	在任期間	—	奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例による賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務	規則第2条 審査会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委員に任命し、又は委嘱する。 (1)市議会環境消防委員長
消防局総務課	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市附属機関設置条例 奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則	在任期間	—	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務	規則第2条 審査会は、下記の各号の委員5人をもって組織する。 (3)市議会環境消防委員長
総合政策部 広報広聴課	奈良市名誉市民審議委員会	奈良市附属機関設置条例 奈良市名誉市民審議委員会規則	在任期間	—	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議並びに答申に関する事務	規則第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、必要のつど、市長がこれを委員に任命又は委嘱する。 (1)議会議長及び同副議長
教育総務部 文化財課	奈良市史編集審議会（現在委嘱なし）	奈良市附属機関設置条例 奈良市史編集審議会規則	在任期間	—	奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務	規則第3条 審議会の委員は、市職員、関係機関及び学識経験を有する者の中から市長が命じ、又は委嘱する。
教育総務部 地域教育課	★奈良市青少年問題協議会（現在委嘱なし）	地方青少年問題協議会法 奈良市青少年問題協議会条例、同施行規則	2年	H25.	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立、実施に関する事務	規則第2条 市長が任命する協議会の委員は、次に掲げる者とする。 (1)奈良市議会議長、同副議長、同産業文教委員長及び同議員のうちから議長が指名する者3人
観光経済部 農林課	奈良市森林保全・緑化推進協議会（現在委嘱なし）	奈良市森林保全・緑化推進協議会設置要綱	在任期間	—	奈良市の森林を保護・育成し森林の経済的活動の活性化と森林の保全及び緑化推進の市民意識の高揚を図り、世界遺産のあるまちとして緑と豊かな自然と文化を守り継承していくため、奈良市と森林・緑化関係機関が連携し、森林と緑の公益的機能の向上を目指す	要綱第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 (2)奈良市議会議員

議員が参画する附属機関・市の審議会一覧表

～議員(議会役職含む)の根拠法令別一覧

	機関数	機関名	根拠法令等名称
国の法令により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	1	奈良市民生委員推薦会	民生委員法
条例により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	2	奈良国際文化観光都市建設審議会	奈良国際文化観光都市建設審議会条例
		奈良市防災会議	奈良市防災会議条例
規則により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	10	奈良市住居表示審議会	奈良市住居表示審議会規則
		奈良市環境審議会	奈良市環境審議会規則
		奈良市景観審議会	奈良市景観審議会規則
		奈良市青少年問題協議会	奈良市青少年問題協議会規則
		奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則
		奈良市表彰審査委員会	奈良市表彰審査委員会規則
		奈良市公営住宅入居者選考委員会	奈良市公営住宅入居者選考委員会規則
		奈良市消防賞じゅつ金等審査会	奈良市消防賞じゅつ金等審査会規則
		奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員等公務災害補償審査会規則
		奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民審議委員会規則
要綱その他により、議員(議会役職含む)の参画が明文化されている附属機関・審議会	2	市立奈良病院運営市民会議	市立奈良病院運営市民会議設置要綱
		奈良市森林保全・緑化推進協議会	奈良市森林保全・緑化推進協議会設置要綱
議員(議会役職含む)の参画が明文化されていない附属機関・審議会	8	奈良市国民健康保険運営協議会	(奈良市国民健康保険条例)
		奈良市清掃業務審議会	(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例)
		奈良市公民館運営審議会	(社会教育法)
		奈良市社会教育委員	(社会教育法)
		奈良市スポーツ推進審議会	(奈良市スポーツ推進審議会に関する条例)
		奈良市社会福祉審議会	(奈良市社会福祉審議会条例)
		奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	(奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会設置要綱)
		奈良市史編集審議会	(奈良市史編集審議会規則)

「分権時代における市議会のあり方」
に関する調査研究報告書

～市議会の現場から議会制度を見つめ直す～

平成 1 8 年 2 月

都市行政問題研究会

(2) 執行機関の附属機関への参画を見直すこと

長が設置する附属機関である各種審議会、協議会等に議員が委員として参画する事例は、調査によれば減少傾向にあるものの多くの市において議員が委員としてこれに参画している。

本研究会の「10年報告書」の第3部「市議会の活性化方策」において、「議員の審議会等への参加の見直し」に関し、「議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関との機関対立型をとる民主的な地方制度の趣旨に反する。」とした上で、次の2つの方策を提示している。

- ①法令に定めのあるものを除き、議会は、議員が審議会等の委員に就任することを慎むよう要綱の制定又は申し合わせを行う。
- ②やむを得ず議員が審議会等の委員に就任する場合には、所管の常任委員会等へ報告する。

なお、附属機関の構成員に議会の議員を加えることについて、行政実例は、違法ではないが適当でないとしている（昭28・1・21）。

従来、長の諮問機関や附属機関などの審議会等に議員が参画することにより、多角的総合政策的見地からの検討に資することが可能となりその必要性が認知されていたが、地方分権の推進による議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参画を拡充するためにも議員の参画を見直し、都市計画法に基づく都市計画審議会委員、民生委員法に基づく民生委員推薦会委員、地方青少年健全育成法に基づく青少年問題協議会委員など法令の定めによるものにとどめるべきである。